

## 子どもの医療費助成の拡充を求める意見書

令和5年度から東京都が実施している高校生等医療費助成事業により、都内全ての自治体において医療費無償化が18歳まで広げられ、子育て世帯にとっては経済的な負担が軽減される重要な取組であり、都の英断を評価するものである。

しかしながら、高校生等医療費助成制度については、所得制限と窓口での自己負担を設けた上で、制度開始から3年間は都が全額を負担するが、それ以降は市区町村が半額を負担する制度であるため、4年目の令和8年度からは各自治体にとって重い負担が生じる仕組みとなっている。

この仕組みについて、23区でつくる特別区長会は昨年6月、当時の会長である山崎孝明江東区長が「東京都が提案した事業なので、都が財源を全て負担すべきだ」と述べ、現在、都と協議を続けている一方、東京都市長会においても同年7月、子育て支援を継続的に実施していくために、「高校生等医療費助成事業における財源負担の見直し」の要望書を都知事に提出しているところである。

福生市においては、都の当該事業に市が自主財源を上乗せし、所得制限なしで実施しているところだが、令和8年度以降は他の自治体と同様に、非常に重い負担となることから、福生市議会としても、子育て支援を継続的に実施していくために、高校生等医療費助成事業については事業を提案した都が責任を持って恒久的に全額を負担するべきと考える。

また、乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業についても同様に、都の制度であるにもかかわらず、市にとって重い負担となっている。さらに、所得制限及び一部自己負担の設定について、制度あるいは自治体間で対応が異なっていることに起因して、市民にとって大変理解しにくいものとなっている。

よって、東京都においては、子どもの医療費助成事業（高校生等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業並びに義務教育就学児医療費助成事業）について、次のとおり恒久的な財政支援を図ることを強く求める。

- 1 子どもの医療費助成事業の財源は、都において責任を持って恒久的に全額を負担すること。
- 2 高校生等医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業における所得制限や一部自己負担を撤廃し、子どもの医療費助成事業における完全無償化を都の全額負担により実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 16 日

福生市議会議長

武 藤 政 義

東京都知事 様